

春季巡回婦人健診 Q&A

Q 1 申し込み時、日程は選べないのですか？

A 1 お申し込みの時点では、各会場の日程は確定しておりませんので、選択できません。受診日については、3月頃から順次ご自宅宛に送付されるご案内で通知いたします。

Q 2 被扶養者である配偶者（妻）が受診する場合、年齢制限はありますか？

A 2 被扶養者である配偶者（妻）の年齢制限はございません。

Q 3 平成24年6月10日に30歳になります。現在29歳ですが、春季巡回婦人健診を受診できるでしょうか？

A 3 配偶者（妻）以外の被扶養者（女性）の対象年齢は、平成25年3月31日現在の満年齢（昭和58年3月31日以前の誕生日の方が対象）になりますので、ご受診いただけます。

Q 4 女性の被保険者は申し込みできないのですか？

A 4 被扶養者である配偶者（妻）と30歳以上の被扶養者（女性）の方のみの健診となりますので、お申し込みいただけません。

Q 5 現在組合未加入者ですが、近いうちに資格取得予定です。巡回婦人健診の申し込みはできますか？

A 5 申込締切日の時点で資格未取得の方はお申し込みいただけません。通常健康診断または次回の巡回婦人健診をお申し込みください。

Q 6 妊娠中または出産後でも健診は受けられますか？

A 6 掛かりつけの産婦人科医にご相談ください。

Q 7 任意継続被保険者ですが、申し込み方法を教えてください。

A 7 ITS ホームページからインターネット申し込みをするか、申込書を健康管理課宛に直接ご郵送またはご持参ください。申込書の「勤務事業所名」の欄には「任意継続」とご記入ください。

Q 8 申込締切日を過ぎてしまいました。受け付けてもらえませんか？

A 8 巡回婦人健診は当組合が独自に行っているものではありません。都内の総合組合の共同事業ですので、実施については融通が利きません。巡回婦人健診は年2回、春と秋に実施していますので、次回改めてお申し込みいただきますようお願いいたします。

Q9 指定された受診日・受診会場・申込内容に変更できますか？

A9 受診日を変更される方、受診内容についてお問合せがある方は、実施健診機関までご連絡ください。上記以外の方で、受診会場を変更される方・申込内容に変更がある方（住所変更など）は、なるべくお早めに東振協までご連絡ください。

〔お問い合わせ先〕 社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）
TEL 03-5619-5910

Q10 子宮検査の「自己採取法」と「医師採取法」の違いは何ですか？

A10 子宮検査は、子宮の入口である頸部の細胞を、綿棒やヘラなどでこすりとり、がん細胞の有無などを調べる検査です。

「自己採取法」：「健診のお知らせ」と一緒に送られてくる検査容器（先端にスポンジのついたスポイト状の器具）を使って、自分で細胞を採取し、受診日に提出します。

「医師採取法」：当日に会場、あるいは後日に近隣の指定健診機関にて医師が細胞を採取します。

原理的にはどちらの方法も同じ検査です。ただし「自己採取法」は、きちんと細胞が採取できない場合もありますので、予めご了承ください。

Q11 乳房診の検査は乳がん検査ですか？

A11 乳腺症等の検査ですので、その時点で異常が見つかれば、二次検査で詳しく調べることになります。

Q12 健診の間、会場で幼児を預かってもらえますか？

A12 受診会場に託児所の設置はありません。

Q13 申し込み後に、組合員の資格を喪失しました。健診機関から「健診のお知らせ」が届いたので、そのまま受診しても大丈夫ですか？

A13 受診資格がありませんので、健康管理課（03-5925-5349）まで、必ずキャンセルの連絡をしてください。
受診資格が無いまま受診した場合は、健診料金（約25,000円）を全額ご負担いただくことになります。ご注意ください。

Q14 二次検査や精密検査を受ける場合、健保の補助は受けられますか？

A14 23年度より二次検査や精密検査は補助の対象にはなりません。すべて保険診療扱い（3割負担）となりますので、ご受診の際には保険証をお持ちください。